附　則

（施行期日）

1　この規則は、道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第二十号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月一日）から施行する。ただし、第一条の改正規定（「第九条第一項」を「第十六条第一号」に改める部分に限る。）、第十六条の改正規定（「第三十九条の三第三項」を「第三十九条の二の二第三項、第三十九条の三第三項」に改める部分を除く。）及び別記様式第五の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正前の原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

○国家公安委員会規則第六号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定に基づき、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年九月十九日

国家公安委員会委員長　武田　良太

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則の一部を改正する規則

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一（第二条第一項関係） 八　道路交通法関係法令の規定	**別表第一**（第二条第一項関係） 八　道路交通法関係法令の規定
［略］	［同上］
道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）　第三十九条の二第三項及び第七項並びに第三十九条の二の二第三項、第三十九条の三第三項、第三十九条の四第三項、第三十九条の五第三項、第三	道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）　第三十九条の二第三項及び第七項並びに第三十九条の三第三項、第三十九条の四第三項、第三十九条の六第三項及び第三十

備考　表中［　］の記載は注記である。

別記様式第５（第16条関係）

電磁的記録媒体提出票

国家公安委員会　殿

年　月　日
提出者の名称等
住　所

道路交通法施行規則第39条の２第３項（準用する場合を含む。）
道路交通法施行規則第39条の２第４項（準用する場合を含む。）
原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第３条第１項
原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第３条第２項
原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第６条第１項 の規定により提
原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第６条第２項
原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第12条
原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第15条第２項
出すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出します。
本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。

1　電磁的記録媒体に記録された事項

2　電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考　1　「提出者の名称等」の欄には、記名・押印又は署名をすることとされている書類について電磁的記録媒体による手続を行う場合にあっては記名・押印又は署名することとし、それ以外の書類について電磁的記録媒体による手続を行う場合にあっては記名すること。
2　「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、２以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
3　「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。
4　不要の文字は、横線で消すこと。
5　該当事項がない欄は、省略すること。
6　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第５（第16条関係）

フレキシブルディスク提出票

国家公安委員会　殿

年　月　日
提出者の名称等
住　所

道路交通法施行規則第39条の２第３項（準用する場合を含む。）
道路交通法施行規則第39条の２第４項（準用する場合を含む。）
原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第３条第１項
原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第３条第２項
原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第６条第１項 の規定により提
原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第６条第２項
原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第12条
原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第15条第２項
出すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスクを以下のとおり提出します。
本票に添付されているフレキシブルディスクに記録された事項は、事実に相違ありません。

1　フレキシブルディスクに記録された事項

2　フレキシブルディスクと併せて提出される書類

備考　1　「提出者の名称等」の欄には、記名・押印又は署名をすることとされている書類についてフレキシブルディスクによる手続を行う場合にあっては記名・押印又は署名することとし、それ以外の書類についてフレキシブルディスクによる手続を行う場合にあっては記名すること。
2　「フレキシブルディスクに記録された事項」の欄には、フレキシブルディスクに記録されている事項を記載するとともに、２枚以上のフレキシブルディスクを提出するときは、フレキシブルディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
3　「フレキシブルディスクと併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されているフレキシブルディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。
4　不要の文字は、横線で消すこと。
5　該当事項がない欄は、省略すること。
6　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。